

国際日本文化研究センター遺失物取扱要項

令和2年9月17日 所長裁定
令和3(2021)年3月19日 最終改正

(趣旨)

第1 国際日本文化研究センター(以下「センター」という。)における遺失物の取扱いに
関しては、法令又はこれらに基づき特別の定めがあるもののほか、この要項に定めるところによる。

(遺失物取扱事務)

第2 センター内における遺失物取扱事務は、総務課において行うものとする。

(遺失物の処理)

第3 遺失物を拾得した者(以下「拾得者」という。)から当該物件の届出を受けたときは、
拾得物取扱簿(別記様式第1)に所要事項を記載し、併せて当該物件に係る公示を
行うものとする。拾得者がセンターの職員以外の者であるときは、拾得物預書(別記様
式第2)を当該拾得者に交付するものとする。ただし、届出時に当該物件に関する権利
を放棄、または失権している場合は拾得物預書の交付は行わないものとする。

2 前項の公示期間は、当該物件の届出を受けた日から起算して5日とする。

3 第1項の拾得物預書は、センターで写しを1部保管するものとする。

(遺失物の返還)

第4 遺失者から遺失物の返還を求められた場合は、その者が遺失者であることを確認の
うえ拾得物取扱簿の遺失者受領欄に所定の事項を記入させ、返還するものとする。

(西京警察署長への届出)

第5 公示の期間内に遺失者が判明しない遺失物は、総務課において取りまとめ、当該
物件の届出を受けた日から起算して7日以内に拾得物届出書(別記様式第3)をもつ
て、西京警察署長に届出なければならない。

(センター職員等が物件を拾得した場合)

第6 センター職員等(契約等によりセンターの業務に従事している者を含む。)が拾得し
た物件については、センターを拾得者とみなす。

(所有権の帰属)

第7 西京警察署長への届出から3か月が経過し、拾得物がセンターの所有に帰したとき
は、遅滞なく西京警察署長から返還を受け、以下の対応を行う。

(1) 通貨についてはセンターの収入とする。

(2) その他の物件については、権利を放棄するものとする。

附 則

この要項は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3(2021)年4月1日から実施する。

別記様式第1

拾得物取扱簿

総務課長	総務企画係長	総務企画係

整 理 番 号
第 号

拾 得	日 時	年 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分
	場 所	
拾 得 ※ 者	住 所	
	電話番号	
	氏 名	☐ センター職員等

※ ・センター職員等が拾得した場合、記入不要とする。
・拾得者が当該物件に関する権利について棄権、又は失権した場合、当該者の住所及び電話番号については記入不要とする。
・前述の場合の拾得者欄の氏名及び権利区分欄の署名については、個人情報保護の観点から遺失者が閲覧できないようにすること。

物件	現金	総 額	内 訳		
		円			
	物品	種 類	数量、形状、模様、品質、特徴等	点 数	
預 り 日 時			年 月 日 () 午前・午後 時 分		
権 利 区 分			☐ 有権 ☐ 失権(拾得から24時間を超えた場合) ☐ 棄権(下記に署名してもらうこと)		
			私(署名)_____は、上記物件に関する一切の権利(報労金請求権、所有権及び費用請求権)を放棄します。		
西京警察署長への届出年月日			年 月 日 ()		
遺失者受領欄	上記物件を確かに受領しました。				
	年 月 日				
	住 所 :				
	電話番号 :				
	氏 名 :				
※遺失者がセンター職員等の場合は、受領日と氏名のみ記入					

整理番号							
拾 得 物 預 書							
拾得者記入欄	拾 得	日時	年 月 日 時 頃		場 所		
	拾得者	住所				氏 名	
						電話番号	
	物	現	総額	内 訳			
		金					
	件	品	種類	数量、形状、模様、品質、特徴 等			
遺失者に対して、私 (署名) _____ の住所、電話番号、氏名を告知することに同意します。							
※当該物件に関する権利（報労金請求権、所有権、費用請求権）を放棄しない場合、必ず同意していただく必要があります。							
センター記入欄	上記の物件を預かりました。						
	年 月 日 殿 国際日本文化研究センター 総務課長 氏 名 ㊟						

次のことに留意願います。

- 1 貴殿が拾得された物件の遺失者が判明したときは、西京警察署長への差し出し前にあつては本センターから、西京警察署長への差し出し後にあつては西京警察署から通知があります。
- 2 貴殿が拾得された物件について遺失者が判明しない場合、本日から起算して7日以内に本センターから西京警察署長に差し出し、西京警察署における告示後3か月を経過しても遺失者が判明しないときは貴殿が所有権を取得します（遺失物法第三十五条に該当する物件《携帯電話や運転免許証など個人情報が入った物品》を除く）。この場合、西京警察署から交付される拾得物件預り書（西京警察署が交付次第、本センターから拾得者に送付します）及び印鑑を持参の上、西京警察署で受領してください。

別記様式第3

拾 得 物 届 出 書

年 月 日

西京警察署長 殿

〒610－1192
京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地

国際日本文化研究センター長 印

下記の物件を拾得したので届出ます。

番 号	物件の種類	形状その他	点数	拾得日時	拾得場所	拾得者の氏名 ※1	物件に関する 権利の有無	拾得者の住所 ※2	拾得者の 電話番号 ※3	氏名等の告知 同意の有無 ※4
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			
							有権・棄権・失権			

※1～4 センター職員等が拾得した場合、記入不要とする。
※2～4 拾得者が当該物件に関する権利について棄権、又は失権した場合、記入不要とする。